

# 平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成31年3月5日（火）

午前10時 開 議

## 【開 会】

【 会議録署名委員の指名 】	.....	
日程第1	会議録署名委員の指名	
【 議案第8号～議案第26号審査 】		
日程第2	議案第8号 平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）	
日程第3	議案第9号 平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第3号）	9
日程第4	議案第10号 平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第2号）	10
日程第5	議案第11号 平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予 算（第1号）	11
日程第6	議案第12号 平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第3号）	11
日程第7	議案第13号 平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算（第2号）	14
日程第8	議案第14号 葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	14
日程第9	議案第15号 葛巻町公園条例の一部を改正する条例	16
日程第10	議案第16号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例	19

日程第11	議案第17号	葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例	21
日程第12	議案第18号	葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例	21
日程第13	議案第19号	看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例	23
日程第14	議案第20号	郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例	25
日程第15	議案第21号	くずまき山村留学生寄宿舍条例	25
日程第16	議案第22号	山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関する議決を求めることについて	28
日程第17	議案第23号	東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関する議決を求めることについて	28
日程第18	議案第24号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	29
日程第19	議案第25号	葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについて	29
日程第20	議案第26号	葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて	30
<b>【 要望第7号・第8号審査 】</b>			
日程第21	陳情第8号	町産材活用に関する要望書	30
日程第22	陳情第9号	江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書	36

平成31年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成31年2月21日（木）			
定例会議再開年月日	平成31年3月1日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成31年3月5日（火） 開議10時00分 散会12時19分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅早 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
			姉帯春治	○
	山崎邦廣	○	山岸はる美	○
	大平守	○	辰柳敬一	○
	柴田勇雄	○	高宮一明	○
	鈴木満	○	中崎和久	—
会議録署名委員	柴田勇雄		高宮一明	
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局総務係長	村木晋介

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木重男	農林環境エネルギー課長	山下弘司
	副町長	觸澤義美	建設水道課長	中山優彦
	教育長	吉田信一	教育委員会事務局教育次長	石角則行
	農業委員会会長		病院事務局長	松浦利明
	代表監査委員		農業委員会事務局長	千葉隆則
	総務企画課長	丹内 勉	総務企画課室長	大川原 洋一
	政策秘書課長	服部隆行	政策秘書課室長	波紫徳彰
	住民会計課長	村中英治	総務企画課財政係長	近藤桂太
	健康福祉課長	檜木幸夫		

( 開議時刻 10時00分 )

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び高宮一明委員を指名します。

次に、議案審査に入ります。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

#### 山崎邦廣委員

ページは7ページでございます。議案資料の方も同じ7ページでございます。

繰越明許費、この繰越事業22事業でございますが、事業の性質上、年度内に支出を終わらない見込みの事業もあると思っておりますが、この事業の繰り越しにつきまして、基本的な考え方を伺います。

#### 輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

副町長。

#### 副町長 ( 觸澤義美君 )

事業の繰越明許費の関係でございますが、22件、1,160,000,000円ほどになっているわけですが、その基本的な考え方ということでございますが、お答え申し上げたいと思います。

まず、この制度でありますけれども、事務あるいは事業につきまして、財務事務の処理を効率的に執行するために会計年度独立の原則に対する例外として自治法で認められている内容のものであります。そういう中に、事業の今回の設定するための理由と申しますか、これについて少し申し上げますが、事業がその性質上、その実施に相当の期間を要するというような場合、また、気象条件と申しますか、当町の場合は特に冬期間が長いわけですが、そういう事情等、あるいは資材の入手と申しますか、業者の方としても様々そういう課題がある場合もあるわけでありまして、それから、設計上に

時間を要するような事案もあるわけでありましたが、そういう中で、やむを得ないような事情等を年度内に事業を執行することが難しいといえますか、こういったような場合に設定しているものであります。例えば国庫補助等におきましても、国の補正予算とか、そういったような事業を導入しながら工事を進めるという場合もございますし、それから、国の事業、あるいは県の事業で採択が当初予定しているより遅れるといえますか、そういう場合等がありまして、完成の時期というのが、そういう中にずれてくるというような場合に、今回のような事業を繰り越すという、基本的な考え方は、そういう考えで進めているものでございます。ご理解を賜りたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

18ページでございますが、地域おこし協力隊の管理経費で12,000,000円ほどの減額がなっておりますが、今回のこの減額要因はどのような理由で減額になっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

それから、これに関連いたしまして、現在、いろいろ当町に地域おこし協力隊の方々を採用になりまして、それぞれの分野で活躍されていることと思っております。現在の活躍ぶりをご紹介していただきたいと思っておりますし、また、任期が3年というようなことだったように思っていましたけれども、こういったような協力隊制度が、この国の方ではいつまで、この助成措置等が受けられて、このような制度がなくなっていく見込みなのか、その辺についてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

地域おこし協力隊管理経費12,000,000円の減でございます。これにつきましては、結論とすれば2名ほどの予算、協力隊員の経費の減ということです。これに関しましては、今現在6名協力隊をお願いしてございます。さらに2名ほど今年度予定したものでございます。具体的には、協力隊は3年まで可能なわけですが、農林環境エネルギー課の方で頼んでおります新葛巻型酪農構想を推進するための事務局的作用ということで、これは2年単位で頼んだところでございます。2年体制で頼んで、一時期、その2年目が重なるようにして、その事務を引き継ぎして、ですので、2年目というのは今年ですけども、そこは2人にして酪農構想の事務局をスムーズにという構想でやって、1名募集して、応募していただきましたが、着任寸前までいきましたけども、ご自分の体調を壊されまして耐えられないということで、ご辞退された経緯がございます。

それから、もうひとつについては、商工部門の方ですけども、いわゆる事業の継業の方で1名予定してございました。予定していた店といえますか、あるのですけども、そ

こに県の方でも同じような取り組みをしてございまして、それを通じて1人募集があったのですが、その方も結局、最終的にはご辞退されて、そういったようなことで、商工部門の方については内部的にも協力隊の受入体制をもう少し検討したいということで、そこで、一旦、保留になりまして、結局、予定していた2人が採用に至らず、その分の減でございます。

今現在6名の活躍ということでございますけれども、まず、1人は畜産、酪農の方、新葛巻型酪農構想の事務局的作用の分については、例えば、新しい酪農家の会社が育つまで持っていったらもらったとか、実績を残してもらってございます。その事務局としての役割を農林課の中でしっかり果たしてもらっていただいています。

それから、教育委員会の方にも、葛高の魅力化という部分で1人着任してもらっているのですが、今回、山村留学の方でも10名ほどの入学希望があるというように伺ってございますけれども、そういった環境づくり、下地づくり、その部分に大きな力を発揮していただいています。

それから、グリーンテージの方にもスイーツ工房、スイーツの職人ということでグリーンテージの新たな商品のひとつを作ってもらっているということで大きな役割を果たしてもらっています。

それから、公社の方に2人ほど着任してもらっています。イベント等の仕掛けとか、商品の開発といいますか、例えば陳列等はこういうようにした方がいいとか、そのような実際の公社の、特に乳製品のPR、販売等の部分について活躍してもらって、それぞれ6人の方々から十分な活躍をしていただいているというように認識してございます。

これが、いつまで続くのかということにつきましては、おっしゃるとおり1人の任期が3年というのは、国からの交付税なりが3年という期間で、町で、それぞれの市町村で持つ分には何年でもいいわけですが、それが、この制度がいつまで続くかということについては、今、国の方ではここまでという期限は設けてございません。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

この地域おこし協力隊の制度、町単でも今後やっていくおつもりがあるのかどうか、助成制度が3年というような今のお話でしたので、どういったような協力隊の方々から活躍していただけるのか、3年切れても、また必要な場合には、制度として町単でもやっていくおつもりなのか、その見通しについても併せてお伺いをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

この協力隊制度のもうひとつの狙いは、その交付税3年手当てして、その後は、理想

的には、その町なりで起業して定住してもらおうと、そこに結びつけるのがひとつの狙いでございます。現在、新年度で3年目になるわけですが、採用といいますか、着任する当時から、募集の段階から、そういうことを想定してお願いしたいという話をして、ずっと、そういう動きをしてきて、3年後に起業なり、定住なり、もちろん今現段階でそれぞれ皆さん考え方をお持ちでしょうけども、しっかり定住しますとか、そういったような返事が今あるわけではないのですけども、いずれ、そういった方向性で動いているということで、我々としては3年の任期が終わったら、ここに定住していただいて、起業していただくということを目指している状態でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

次に、31 ページ、小学校費と中学校費の関わり、今回、学校の冷暖房設備の事業が計上になっておりまして、国からの助成、それから、地方債が入っているようでございます。この工事の施工の部分なのですが、この冷暖房設備の整備事業については、何か工事施工の資格基準みたいなものがあるのかどうか、それからまた、町内業者への施工は可能かどうか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまのご質問について、お答えします。

規格基準につきましては、まず、教室の大きさ等につきまして、補助要綱の部分が決まっておるものでございます。あとは、いわゆる出力とかスペックみたいなものに関しては特段定めているものはないでございますが、町内業者ということでございますが、これは12月の議会で補正でご承認いただきました。そのあと、現地調査に入っております。その中で、どのような、いわゆる性能、スペックのものがいいのか、どのくらいの規模でやれるのかということで、エアコン業者なり電気業者に入ってという部分をやっているものでございます。その中で言うと、電気設備工事と、エアコンという設置工事になりますので、町内業者で登録があれば、そのようなことで入札は可能となりますが、そのようなことは、これから予算の方では、このような規模になっておりますので、選定をしてまいりたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。この工事施工について、できる限り町内の業者の方ができるのであれば一番、町内の小中学校の部分でございますから、そういうような私は配慮が必要ではないのかなど、そのような視点でお聞きさせていただきました。

あとは、繰越明許でなっているわけなのですが、完成の予定が7月というようなことになりますと、小中学校7月の中旬から夏休みに入りますよね。そうしますと、実際に使わざるを得ない部分では、8月の夏休み明け、中旬になろうかと思っておりますけども、そうしますと、葛巻では、やはり一番7月が暑いわけですから、7月の完成予定については非常に、もう少し早めたような形での完成にならないのかなど、保育園も新年度予算の方には計上になっておりますので、併せて、そのような私は気持ちでいるわけです。それで、天候のことでございますので何とも申し上げられないわけでございますけども、もう少し前倒しの、完成予定を早くしていただいて、その暑さにも十分に合うような工夫が必要ではないのかなどと思いますが、もう少し、この7月の完成を前倒しする工夫が必要ではないのかなどと思いますが、その見解についてお伺いをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

教育次長。

**教育委員会事務局次長（石角則行君）**

ただいまの答弁に対して、お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、葛巻の夏の暑い日は7月の終わりから8月のお盆くらいまでということが定番でございます。そのような形からも早めに手立てをしたいというのは私たちも十分考えておりますので、先ほど申し上げた校舎工事の業者等との見積もり段階の中でも、できる限り早い工事施工の仕方とか、どのような形にすれば早く終わるかというのは十分検討してまいる次第でございます。ただ、全国的に、県下でも一斉に、これが工事発注になるということから、業者の方でも品不足、あるいは工事の人夫不足ということは十分懸念されるということから、町でも早めに、2月に調査を始めて、3月には設計、入札の方の準備を進めて、早めに取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

分かりました。ぜひ暑さに使用できるような工夫を、ぜひ前倒しというような考え方で完成をしていただければよろしいのではないのかなど、このように思っております。

32ページお願いいたしたいと思っております。

学校給食費の中で備品購入費9,000,000円ほど減額になっております。だいたい減額に



なっているようでございますが、この減額要因は、どのようなことで減額要因になっているのか、内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの給食費の減額要因についてということについて、お答えいたします。

こちらの備品購入につきましては、現在、児童、生徒に主食を持参していただいております。容器を温める温蔵庫の購入を当初見込んでおりました。しかしながら、温蔵庫導入に向けた調整の中で、今回の購入を見送ったものでございます。理由としては、各学校でお弁当箱の保温対策等に努めてもらっているということと、今後、主食の提供に向けて、やはり町として、しっかりと手立てを考えていかなければならないということ考えた結果、今回の購入については見送ったということでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと、こんなに大きく、学校給食費で9,000,000円の減額というのも、なかなか珍しいですよ。はっきり言って。そういったような大きな減額でも、この学校給食の方に支障がなかったのかどうか、その事情についてお伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

これは、詳しく申しますと、各学校に温蔵庫ということで、子どもたちの持ってきたお弁当を入れるというものを手立てをするという当初の計画ではございましたが、そちらの方、なんとか学校とかに工夫をしていただきましてやっていただくということで、特段問題はないということで聞いております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

姉帯春治委員

20 ページの新庁舎についてでございますが、まず、新庁舎の建設実施設計業務ということになってはいますが、これでどこまで設計になっているのか、これで終わりなのか、聞きたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。

新庁舎建設に係ります設計業務、基本設計業務、それから、実施設計業務と分かれてございます。実施設計業務につきましては、昨日の柴田議員のご質問にもお答えしましたけども、先般3月1日に実施設計業務に移行いたしまして、これは繰越業務となる予定でございますが、102,600,000円を計上させていただいております。実施設計業務については、この金額において、すべての設計業務を終了させたいというようなことで計画してございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、今回で設計の方は終わりだということになりますけども、ただ、一番心配されるのは、時間がないものですから、いつ頃から基礎などに入るような予定になっていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答え申し上げます。

工期につきましては、平成31年度上期から32年度にかけまして、庁舎本体の工事を予定してございますし、その後、33年度から34年度まで2期工事といたしまして、現在の庁舎、総合センター、保健センターの解体、それから、外構工事を進めるというような考えでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。山崎委員。

山崎邦廣委員

ページは1ページになります。

第2条、繰越明許費の部分でございますけども、繰越明許費として、その事業の経費を翌年度に使用するために、それに充てる歳入を翌年度に繰り越しをしなければならぬ、つまり次の年度の財源となるわけでございますが、財政運営上、どの程度の割合を

占めているのか、基準の上でどのようになるのか、お伺いします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問でございますが、繰越明許費に係る部分の財源ということでしょうか。それにつきましては、繰越額が1,160,000,000円ほどになっているわけですが、その中で、一般財源として繰り越しをしなければならない額は、130,000,000円がその中に入っております。財源としては、実質的な町としての繰越額から130,000,000円ほどを控除するような形になるわけですが、そうしますと、実質的な収支の方も少しお話をさせていただきますと、現段階では240,000,000円ほどに見込んでおるところであります。これが、30年度から31年度、今回の補正を含めまして、見込みとして、今、純繰越金を240,000,000円ほどに見込んでおりますが、その中で、予備費に38,500,000円ほどございますし、それから、特別交付税の部分がございまして、2回、特別交付税が12月と3月に交付されるわけですが、その3月交付が、これからでございますけれども、それも現段階では150,000,000円ほどにみておるものであります。その予算計上している部分に対する差額として150,000,000円ほどみているものでございます。そのほかに、決算では一般的に60億から70億くらいになるわけですが、そうしますと、これまでの繰越予算の残額といいますか、これが、平均的には150,000,000円から180,000,000円ほどになっているものでありまして、そういうこと等々、その繰越額の中から130,000,000円を今度は来年度に繰り越すということになるものであります。繰越事業の1,160,000,000円のうちの一般財源130,000,000円を繰り越さなければならないということになりますので、併せまして、先ほど申し上げましたように、240,000,000円ほどの純繰越になる見込みになっているものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号、平成30年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の補正、大部分は予備費から財政調整基金への積み立てをする内容のようになっています。これまで、この国保会計の、いわゆる財政調整基金はものすごく貧弱で、徐々に増えてきたのかなというように実感を持っております。たぶん今回の20,000,000円と補正前の額を合わせて30,000,000円というような形になっているわけですが、これまでの積み立てと合わせますと、あるいは50,000,000円くらいになるのかなと、そういうふうに思っておりますが、最低のときは確か250,000円くらいしかなかったのではなかったかなと思っておりましたので、だいぶ回復してきたのかなというふうに思っております。それで、保険者も町から県の方に変わって、その後の運営、事務的にはあまり変わらないというお話は伺っているところではございますが、このように財政的な部分ではいくらか、保険者が県の方に移管して良くなったのかなと、私はそう思っているのですが、実際に事務を執られている町当局の方ではどのような実感をお持ちになっているのでしょうか。

それからまた、これは最終補正かと思っておりますが、療養給付費等の伸び、平成30年度分の決算の見込額にいけますと、いくらか黒字額が見込めるものか、例年どおりのような感じになっていくのかどうか、その見通しについても併せて国保の会計について、お知らせをいただきたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

住民会計課長。

#### 住民会計課長(村中英治君)

国保の財政調整基金の関係でございますが、ただいまご質問いただいたとおり、年度末には50,000,000円の残高になる見込みのものでございます。これまで、ずっと293,000円という時代がかなりありまして、平成17年ですが、53,000,000円の残高がありました。それ以来、取り崩しによりまして、そういったような極めて少ないという状況がずっと17年から続いてございましたが、今回50,000,000円ということで、これに匹敵するくらいのところまで回復できる見込みになっているものでございます。一般会計からの繰り入れ等をいただいている部分が、そのまま基金の方に積めるような状況になっているということでございます。

その要因には、今年の部分で見ますと、療養給付費等につきまして、これまでの実績の出た部分での比較でございますが、9カ月分で65,000,000円ほど前年度を下回る給付費になっております。高額医療費についても、前年度より17,000,000円ほど17、18パーセント下がっておりますし、先ほどの療養給付費の方も9パーセントほど前年度対比の中で下がっておりますので、大きく医療費が下がっているという状況があります。これについては、保険者数が少なくなっていることでもあります。年度については、大きな病気をされる高額医療費、そういった方々の人数も減っているという部分もございますので、全体としては特定健診の無料化等によりまして健診率も大きく上がっております。疾病の予防ですとか、そういったものにもつながっている部分の結果等も出ているのではないかなというように感じております。

そういった中で、財政運営の方を県の方が、支払いの全額を交付金として毎月いただくという形になっておりますので、そういった財政運営という面では、これまでと比較しますと、事務をする担当課としましては、だいぶ楽になったなというような部分がございます。それ以外のいろいろな資格の関係の事務ですとか、そういったものについては、これまでと変わりませんが、財政運営については大きく、不安なく進められるような状況の方に、かなり近づいてきているのではないかなというように考えてございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号、平成30年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、平成30年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号、平成30年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の補正では、1ページ、業務の予定量がこのように、かなり減額になっているわけですが、例えば補正後の一般病床の入院患者数とか介護療養病床の入所者数、あるい

は外来患者数が、このような形になって、例えば、これが3年、5年と経緯が続けば、だいたい病院経営が苦しくなるのではないのかなど、そのように思われます。そういったような部分は、この患者数が、動向によっては非常に厳しいものがあるなどというようにも見ております。それで、見通しといっても、なかなか見通せないこととは思いますが、この補正後の数値でいきますと、非常に苦しい、また、一般会計との関わりが出てくるように感じられますが、この直接担当している病院ではどのような実感を持って、この数値を見ているのでしょうか、お知らせください。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（松浦利明君）**

まず、一般の患者数が予算上10名減ということで24名ということですが、現時点では20名から30名くらいの間で患者数が増減しているところでございます。入院、一般につきましては、今後、地域包括ケア病床等を入れて、単価のアップにつなげて、病院の収益の改善を図ってまいりたいというように思っているところでございます。

それから、介護療養型病床につきましては、現在、看護の基準がございまして、6対1という基準がありまして、6人までという制限をしているところでの減少になっておりますので、今後とも6人で推移するような状況が続くということですが、これも、今後とも、これでやむを得ないかなというようにございまして、病院とすれば、全体の人口減少もありますけども、単価のアップ等を含めて、経費の削減等を含めて、収益の改善につなげていきたいというように考えているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

いずれ、何かしらの手立てをしなければ、やはり病院改革のようなものを考えて、いろいろ収入に結びつくようなものを展開していくことが極めて大事だろうなど、このように思っております。それでは、この収支を大体とんとんに経営安定していくためには、どのくらいの患者数でいけば、とんとんの経営状態になるのか、もし把握していたらお知らせをいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（松浦利明君）**

一般の患者数、具体的な積算につきましては、収入、支出の方がありますので、あれですけども、病床数が42床ございます。したがって、その7割から8割くらいのとこ

ろで推移しなければ厳しいかなというようなこともございますので、今後、それらを目標に努力してまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

7割、8割でとんとんくらいになるのかなというような話のようですが、私は葛巻病院医師が確保されているので、まだ、これでも回復の見込みがあると、そして、他病院と、そこが一番違って、強みが、医師がおられるというようなことでございますが、こういったような強みも十分、この戦略の中では入れた上での、ぜひ経営をやっていただきたいなと思っております。あと、この新年度についても、医師数が1名減るような、新年度の予算の方では、そのようになっておりましたけれども、また、逆に新しい先生が増える見通しなどもお持ちなのか、その点についても伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（松浦利明君）

医師数の1名の減は、外科の医師1名が定年退職によるものでございます。現状の常勤医師は、30年度の体制で31年度も運営してまいりたいというように思っております。そういった中で、県立中央病院でございませうとか、中央病院の方は現状とほぼ同じ状態なのですが、岩手医科大学等の応援の派遣、こういったものを今お願いしている状況がございませうので、それらの働きかけを、連携を深めて、応援をいただいて診療体制の充実に努めてまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。



(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、平成30年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号、平成30年度葛巻町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の徴収条例の一部を改正する条例でございますが、この条例全体で改正した部分では、この使用料が増える改正なのか、減る改正なのか、まず、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

建設水道課長。

#### 建設水道課長(中山優彦君)

ただいまのご質問に、お答えをいたします。

使用料が全体で増える条例、増えるのかどうかというような話でございますけれども、今回の徴収料金、占用料でございますけれども、全体的に減る内容となっております、

全体で考えても増える要素はございませんで、減るということになります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

減るというような、引き下げになるというようなことになるわけですね。ご承知のことと思いますけども、これは31年度の予算に反映してくる条例改正ですよ。そして、31年度の当初予算では、この占用料が1,251,000円計上になっています。それから、30年度の占用料を見ますと1,000,000円計上になっています。予算上、あえて先ほどお聞きしたのは、上げる条例なのか、下げる条例なのかというようなことでお伺いしたわけですが、逆に31年度の予算では251,000円ほど増えているので、この条例改正、いかがなものかなという視点で聞きました。この計上の仕方は何か特別なものがあるのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

お答えをいたします。

平成31年度の予算が1,250,000円、それから、平成30年度が1,000,000円、ここでは31年度の方が金額が上がっていると、そして、今回の条例改正によって料金が下がるのにというような、その矛盾のところかと思えますけれども、この占用料につきましては、いろいろな、主には土地の電柱だとか、そういうような占用料を考えているわけですが、最近、電柱等の建て替え等も行われておりまして、傾向としては民地の方から官地の方に入れるというような流れになっております。そういうようなところも踏まえて増えているものというように捉えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

使用料、ご承知のことと思いますけども、条例でなければ取れない使用料ですね。それが、すべて予算に反映してくるわけです。やはり、その基本的なものを持っていないければ、このように私は不可解なような、普通は当初予算同士で、これだけのものを比べたならば、引き下げになれば、当然に予算額だって少なくなるのが一体的な改正、私はそのように思うのですが、私の理屈はどうですか、分かりませんかでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの柴田委員のおっしゃる内容につきましては、十分理解できるものでございますけれども、いずれ、その見込みと申しますか、そういうようなもので計上しているものでございますので、今回、条例によって、その料金は、例えば土地1平米あたり30円取っているところを10円になるとか、微妙な変化でございますけれども、いずれ、そのあたりのところをもう少し今後は精査をして考えてまいりたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今まで民間のところに設置しておりました電柱等々であります。それを今、町道あるいは国県道、そういう状況に移行しているということによりまして、今までの本数より多くなるという、町の道路等に係る部分の本数が多くなるということから、予算上については、前年度より31年度の方が増になっているというのは、そういう内容のものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第14号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。  
柴田委員。

**柴田勇雄委員**

今回の公園条例の改正では、四日市農村公園が追加されるというようなことの改正のようでございます。この四日市農村公園の利活用計画と管理方法はどのように計画されているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

お答えをいたします。

四日市公園は今後どのような管理をしていくかというようなご質問と捉えておりますけれども、2月に完成をいたしまして、その前からですけども、地元の主に自治会でございますけれども、その方々、それから、中山間の事業により行われた事業でございます、そちらの方の協議会のメンバーの方々を含めて、いろいろ、これまで協議をしてまいりました。それで、4月以降につきましては、地元の自治会の方で管理をしていただくということでの約束となっているものでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

昨年、議会でも四日市農村公園の整備状況を見させてもらいました。この際、この農村公園が完成していないと言えども、途中でありましたけれども、非常に管理状況が私は不安に思いました。はっきり言って。こういったようなもの、今、自治会の方をお願いしたいというようなお話のようでございますが、完成した暁の利活用計画とか、管理方法、こういったような部分をきっちり自治会の皆さんとお話し合いをして協議をしていかなければ、ただ、つくっただけの私は農村公園になりかねないなど、このように思いますが、その辺の今後の指導はどのように考えているのか、もう一度お尋ねをいたしたいと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

お答えをいたします。

今後の管理方法、それから、利活用の計画等を十分にしていかなければ不安要素があ

るというようなお話、そのように捉えておりますけども、地元との協議におきましては、今現在のところ、管理をしていただくというような大まかな方向での約束でございまして、4月以降におきまして、その具体的な部分を、今、委員おっしゃるとおり考えていかなければ、かなり面積もございますので、そのような不安要素を私たちも持っております。その辺を詰めてまいりたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今のお話ですと、まだはっきりしていないというようなお話のようですが、4月から始まるわけですから、もう、これも遅いですよね。今、もう、しっかり、どこにお願いしたいのか、そういうようなことを持って、ここに条例改正を提案するようであれば私はいけないのではないかなど、こういったようなことを地元の自治会の皆さんとしっかりと話し合わなければ、いろいろ、またあとで、ごたごたが出てまいりますので、そういったようなことも含めまして、地元自治会と十分協議しながら、良い農村公園につくっていただき、地域の方々からも、いろいろ使用していただくのは極めて大事だと思いますので、その点、十分ご留意いただきたいと思います。終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第15号、葛巻町公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩いたします。

（休憩時刻 11時01分）

(再開時刻 11時12分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第10、議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の条例改正は、働き方改革の推進法の施行に伴い、国家公務員あるいは地方公務員の時間外勤務の関係が改正されるという説明をいただいているところでございますが、最初に、いただいております資料の方で8ページお聞きいただきたいと思うのですが、ここに表が書いてありますが、項目が3段階になっております。そのうちの一番上段の時間外勤務命令の上限時間というような形になっておりまして、その中で(1)と(2)が分かれております。(1)については、どなたでもできる命令というようなことを理解しておりますし、(2)の他律的な業務については任命権者が指定するものというようなことなのですが、現に、例えば1月において時間外勤務を命ずる時間100時間未満とか、1から4までであるようなのですが、現在、この(2)に該当するような職員の方がどの程度おられるのか、お伺いいたしたいと思っておりますし、また、この任命権者が指定するものというようになっておりますけれども、どのような職員の方が任命権者が指定されるのか、その点について、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

政策秘書課長。

政策秘書課長 (服部隆行君)

ただいまのご質問に、お答えを申し上げます。

まず、1点目の1月について100時間以上、1年について720時間以上、これに当てはまる職員数でございますが、直近の3カ年、28年度、29年度、30年度、これは12月実績までの数値でございますが、それぞれ、28年度が100時間以上が2名、29年度が100時間以上が5名、30年度途中までですが100時間以上が1名といったところで、平均しますと2名から3名の職員が、これに該当してまいります。それから、720時間以上につきましては、これは平均しまして、1人から2人というような職員が該当してまいります。

それから、2点目の他律的な業務の範囲、これは任命権者が指定するわけでございますが、現在想定している業務につきましては、例えば財政業務でありましたり、広報業務、それから、地方創生業務、DMO関係、特定施策業務、それから、時期的なものもあります。確定申告業務ですとか、衆議院議員選挙以外の選挙業務、こういったもの

を現在は想定しているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。民間の方ですと、この上限時間を超えた時間外については罰則規定があるというような規定も聞いたことがあるのですが、地方公務員、今回、これは町職員になるわけでございますが、この時間外勤務命令の上限時間を超えたような場合については、罰則規定の適用はどのような形になるのでしょうか、お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

お答え申し上げます。

民間につきましては、委員おっしゃるとおり罰則規定がございますが、地方自治体、今回の条例改正並びに詳細は規則に委任してございますが、その3点目に、時間外勤務の縮減に向けた対策の実施という項目がひとつございます。任命権者は業務の削減、合理化に取り組むなどの時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講じるものとする、その上で、時間外勤務時間の上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合には、少なくとも年1回、その要因の整理ですとか分析を行い、検証を行うということとされてございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点確認したいと思いますが、例えば、今、罰則規定等はありませんよというようなお話のようですが、それに代わって、この8ページの一番最後のところに書いております、少なくとも年1回、その要因の整理とか分析を行い、検証を行うというようなものが、それに代わるものというような捉え方でよろしいのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（服部隆行君）

はい、そうでございます。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第16号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第17号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第18号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を、



議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の一部改正は、入居期間を3年から5年に2年間延長するというような改正内容でございますが、実際に運用して、3年ではどうしても短くて5年にするというような考え方なのか。また、3年であれば何か不都合があって5年に延長するのか、その辺の理由をもう少し詳しくお知らせをいただきたいと思っております。また、住宅ですので、3年というような期間はあつという間に過ぎ去るものではないのかなと思うのですが、そうしますと、最初から、やはり3年では短かったのかなと、5年程度が適当だったのかなと、そういうような考えもあろうかと思っておりますが、その辺の事情について、お知らせをいただきたいと思えます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

#### 総務企画課長（丹内勉君）

3年目から5年目に延長の理由でございますが、この制度ができて、今現在4年目になるわけですが、今3年目の方が、2年延長の特例で4年目に入っているのが4世帯ございます。そういった、制度が4年、5年経ってきて、課題が見えてきて、それに対応したというのが実態でございます。当初3年でもって、先ほどの協力隊の話ではないのですが、3年でもって町での生活基盤を築いていただいて、そのあと町内に自立する、理想的には住宅取得してもらってと、そういうことで進めてきたわけでございます。そういった中で、もしかして、いろいろ事情があるかもしれないということで、2年の例外規定を設けてやってきました。そういった中で、やはり、どうしても収入面とか、そういったこともございまして、3年では生活基盤を落ち着かせるには少し短いという、そういう利用者の希望、あるいは利用希望者、Uターン、Iターンを希望するところで、住宅関係はどうなっているのですか、こういう制度がある、それはすごいですね、3年ですか、5年くらいであればいいのに、そういった声もございました。それから、定着するためのひとつの基盤づくりとして、受入地区との連携とか、協調、協和というようなことをテーマにもやっているわけですが、自治会の方にもご依頼しているわけですが、そういった中で、やはり十分フォローするには、3年で出て行くのはちょっと短い、あともう少しフォローする時間がほしいというような、そういったような意見もございます。そういった、制度を始めて5年目で、そういった課題を整理した中での延長ということでございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号、葛巻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第19号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

今回の条例改正では、社会福祉士と介護福祉士の課程への貸し付けが追加されるというような条文のようでございます。現在、この希望する方、見込み、そういったようなものはどのようになっているのでしょうか。先ほど審議しました補正予算では、貸付金が半分近く補正減になっていましたよね。その辺で、将来、町でこのような方々の採用も含め、民間、そういったようなところで就職したいというような見込みはどのように擱んでいるのでしょうか、お知らせください。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

#### 健康福祉課長（檜木幸夫君）

柴田委員の質問に対しまして、お答えいたします。

日頃、介護、医療の関係で地域ケア会議というものを催しながら、町の不足する課題、あるいは現在の緊急な課題等を話し合ったり、どのように進めたらよいかということをお話しておりますが、そういう会議の中、あるいはお医者様を含めた連携した会議の中で、現在、介護職員やリハビリをしてくれる職員、そういうような方が、かなり減少したり、不足したりする場合がありますということで、その会議の中で、そういうような要請もしてくれないかということでお話がありまして、今回、こういうような制度に追加

してやったらどうかということの対応策として考えたものでございました。

それで、今回、これをするにあたりまして、やはり介護職に限りましては、町の職員として採用するわけではございませんので、その企業さんから、そういうようなのを要請した場合に、きちんと、その採用する考えがありますかというようなことを問い合わせておりましたけども、やはり採用試験を出しても、実際に高校さんの方にも介護職としての応募がないということで二つの、誠心会さんと敬仁会さんがありますが、今年、採用募集をしても実際になかったというようなお話もありました。そういうことから、実際に要請したならば採用する考えですというようなお答えをいただきながら、今回もやりましたけども、調査の結果は、一般質問の方でもございましたが、介護職の現数が94人でございます、目標数が93人となっております。91パーセントの達成率でございますので、毎年、最初の年からいっぱい採用というようには考えていないですけども、2名あるいは3名ずつの採用予定があるということでの介護職の答えもあります。また、社会福祉士の方は、現員として2名採用されておる方がありますが、4人まで増やしたいというような意向でございますので、そちらに関しても、状況を見ながら採用の予定者の方に、修学生の採用予定者の方に検討してまいれたらいいのかなというように考えておるところでございます。

条例案でございますが、補正予算の方では、実質、本年度、薬剤師1名、臨床検査技師各1名、それから、看護師2名というところで、30年度は看護師2名の応募がありまして、貸し付けを行ったところでございますが、薬剤師、臨床検査技師の方が応募がなかったのも、減額となったところでございます。また、来年度等におきまして、この介護福祉士におきましては、今般、条例改正になった後に、4月から応募開始をいたしまして、緊急に対応しながら、募集をしてまいりたいという考えでございます。以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号、看護職員等養成修学資金貸付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第20号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、郵便料金支払基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舎条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

新たに、くずまき山村留学生の寄宿舎が完成間近というようなことのございですが、先ほどの繰越明許費を見ますと4月完成となっているわけです。前々から、この工事期間が短いために、3月までにできますかという質疑をさせていただいてきました。3月はできますという答弁をいただいていたわけですが、繰越明許では4月というようなことになっておりますが、この寄宿舎、もう4月から始まるわけのございですが、そういったような工事が完全にきれいに終わって寄宿される方々にお渡しできるのか、その辺はどのような現状になっているのか、お尋ねをしたいと思っております。

また、この新しい寄宿舎には、男女別でどのくらいの入舎の予定者がいるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

教育次長。

#### 教育委員会事務局次長 (石角則行君)

ただいまの柴田委員の質問、2点についてお答えします。

まず、1点の工事の進捗、終わるのかということでございます。これまで、この工事に関しましては3月の完了を目指してやってまいりますということで答弁をさせていただいておりました。しかしながら、次の提案議題にもありますとおり、工事につきまして、変更契約をしなければならない部分がつきまして、工期の方をどうしても、1カ月ほど延長するということになってしまいました。

また、男女の割合でございますが、現在、在学生在が5名、新しく、明日、高校入試を控えておりますが、全員合格したものと想定しますと11名の新入学生を迎え、男子が11名、女子5名の入居を予定しておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

工事の遅れについては、高等学校の入学式とか、あと、これに入居する日程等があると思いますので、こういったような万全を期さなければならないことと思います。この目的にあるとおり、全国から葛巻においでになっていただく生徒さんたちなわけですから、あと、備品とか設備も万全ですか。その辺のところも、この建物のみならず、そういったようなもの全体がきちっとした整備をしたところに入居していただくというような形でなければダメではないのかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまの点について、お答えいたします。

まず、工事の部分につきましては、先ほど申し上げたとおり、1カ月の延長をということで見込んでおります。同じようにして、中に入る家具類ですとか、厨房備品であるとか、使用する机等、テレビ、洗濯機といった電気部品等につきましての入札準備はもう進めております。これより、この議会終わったあとの入札会の方へかけて、入札準備をいたしまして、完成の目途に併せて、備品の方も建物に設置までを含めての入札ということにしておりますので、そちらの方の手はずは間違いなく、その完成と併せて配備ができるようにということで準備を進めておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一つお伺いをいたしたいと思っております。この新しい寄宿舎を運営する際には運営管理の方法、非常に大事かと思っております。しかも、町内にはない寄宿舎でございますから、どのような管理をしたらいいのか。そしてまた、安全に、安心して住めるような寄宿舎が求められてくるわけでございます。この運営管理、あるいは食事、そういったようなものが非常に親御さんとすれば心配なところではないのかなと思っておりますが、そういったような管理方法とか食事等についてはどのような形になるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育次長。

教育委員会事務局次長（石角則行君）

ただいまご質問のありました管理運営体制についてでございます。お答えいたします。まず、この山村留学生の寄宿舎というものは全国的にも事例が少なく、施設の管理運営は寄宿する生徒の生活支援や指導等に係る体制を充実していくためには教育委員会が直営で管理ということで、今回は考えております。その理由としては、体制強化に努める必要があって、子どもたちをしっかりと町が責任を持ってみるという観念から、このような管理体制をとろうと思っておるものでございます。また、管理の中には当然、ただいまご質問のありました食事の提供等がございます。こちらの部分については条例並びにその条例に付随する施行規則等で定めて、一部委託ができるということを決めまして、グリーンテージさんの方に調理部門は委託をお願いして、その寮で食事を提供できるというような部分をやりたいと思っております。また、管理部門といっても、どのような感じかということとは12月も若干お話ししましたが、やはり子どもたちを見るというのが一番大事なことだと思っておりました。子どもたちの生活を安心して暮らせるために相談であるとか生活サポートをするというような、ハウスマスターというような言い方を今後させていただきますが、そのような人を配置して、しっかりと子どもたちの相談、あるいは、その寮での暮らし方の決まりとか、皆でやっていくという方向性をつけたりとか、そういうような部分で人の手立て、そして、夜間宿直に対しても舎監という形で安全保安員という形をやりながら、そのような形で万全な寄宿舎運営をしていきたいと考えておるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号、くずまき山村留学生寄宿舍条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号、山村留学生寄宿舍整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号、東京電力株式会社原子力発電所事故に係る和解に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第24号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)



起立全員です。

したがって、議案第25号、葛巻町過疎地域自立促進計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第26号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここからは要望の審査となりますので、当局の方々は退席していただいて結構であります。

なお、農林環境エネルギー課長及び建設水道課長につきましては、引き続き、出席くださるようお願いいたします。

(当局退席)

次に、日程第21、要望第7号、町産材活用に関する要望書についてを、議題とします。

はじめに、要望書の朗読を求めます。

議会事務局長。

#### 議会事務局長 (触沢誉君)

町産材活用に関する要望書。

この要望書は、平成31年1月9日に葛巻町森林組合、村木美隆代表理事組合長代行より提出されたものでございます。

要望の趣旨、本町の森林・林業・木材産業の振興につきましては、日頃格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、町の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は、県内大型木材加工場など一部において木材取引は拡大傾向にあるものの、再生林をはじめとする森林の循環再生が可能

な価格の上昇には至っておらず、森林所有者の経営意欲の減退、担い手の減少・高齢化など、厳しい状況が継続されております。

一方で、岩手県における公共建築物の木造率が全国で第2位となるなど、県の進める行動計画等に基づく県産材の地産地消が着実に進展している状況を踏まえ、町としての木材利用対策を加速化させることは、町の森林資源が有効に活用され町内森林所有者の経営意欲を高め、担い手の確保や森林施業の活性化をもたらすなど、本町の森林・林業・木材産業全般に好影響を及ぼす効果が期待されるものです。

つきましては、町産材の更なる利用拡大に向け、次の事項について特段のご配慮をお願いいたします。

1、公共建築物への町産材をはじめとする木材利用の促進。町民に対し木材の持つ癒やし効果等の普及が図られつつ、加工等を通じ町経済の活性化にも寄与することが期待されるため、今後、町内における公共建築物の建設計画においては、内装の木質化や木質燃料の導入を含め、可能な限り町産材及び県産材の活用を行うようお願いいたします。

2、町民・民間事業者に対する木材利用拡大に向けた取り組み、町民・町内事業者が建設する民間住宅への町産材使用に対し、支援策の継続拡大をお願いすると共に、事務所・商業施設の建設や、町内土木工事に対し、町産材をはじめとする木材の利用拡大が図られますよう、町としての働きかけ等の取り組みをお願いいたします。

以上でございます。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

事務局長からの朗読が終わりました。

本要望に対しまして、委員各位からご意見を伺いたいと思います。ご発言を求めます。どうぞ。

姉帯委員。

#### 姉帯春治委員

まず、損失補償の部分については必要なと思っていたのは、2月26日でしたか、森林組合の総会がありまして、そして、どういうわけか、県から作業費が、補助金が入らないということで、大変苦勞しているはずですし、私も、まだ、もらっていません。そういうことで、私の部分については大したことはないのですが、組合の作業員の方々がいくらか減って、1日に40人くらいという形になって、それを約20日くらい仕事できるということですが、その支払いの運営等に使われていると感じていました。ただ、委託加工でしたか、町産材と話をしていますけれども、その町産材については、一般的に建築材として使われているのは、例えば栗とか、スギ、アカマツ、カラマツなどが使われるのですが、それを、そこで町産材として確かめて補助事業でも出しているわけですが、その部分の確認はどのような形でやっているのか聞きたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

町産材をどのように確認をしているかというようなご質問だと受け止めておりますけれども、土木でも建築でもそうでございますけれども、工事を進めるにあたって、その材料の材料検収というものを行います。その時点で、その設計に見合った材料が納品されているかというような検収を行いますので、その場での検収ということになります。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

町産材の利用促進事業ということで、町の方で1立方当たり30,000円の補助金を、住宅等に活用した場合に補助してきております。これは、平成15年から始めておりまして、これまで16年あまりの実績になっているわけですが、これまで55件ほどになっていまして、15,400,000円ほどの補助金を交付してきてございます。この補助事業を実施する場合には、事業主が事業が終わったあとに証明書を添付して補助申請するような形になっていまして、それを確認して、町産材を使ったという形の分を確認させていただいて、補助金を交付しているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

ここの町産材の部分については、私もリフォームするときに使わせてもらいました。ただ、今でも皆がそうですけれども、山林を持っている方々は、例えば、この場所を伐採するよということになれば、伐採届を出します。そして、その伐採届を出して、丸太を製材所に持っていくのですよ。そして、引いてもらったと、そこで、伐採届を出したり、その製材用のお金を払ったりして確認ができるかと思っておりますけれども、ただ、聞こえてくるのは、業者が使ったのは町産材だと、どこから持っているのか分からない町産材がかなり出回っているのではないかなというような話がありまして、ここの町産材というものの線引きをして、きちっと、もう少し管理をした方がいいのではないかなと思っております。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

管理の関係の部分ということなのですが、事務上は証明書、県の林産、ちょっと今あれなのですが、その団体からの町産材だという形の証明書が発行されたもの

だけを町産材として認める形で補助金の対象にする形にしてございます。そういったことでの確認をして、補助事業だということでご理解いただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

そうすると、町外から製品を入れて、そして、確認もできないまま、町から買った材ですよと、それを製品ですよと売ることも可能になっているわけですか。例えば町外に丸太を運んで、そして、製品ができたよと、そして、それを葛巻の業者さんたちが使ったということになりますよと、現時点では、それも町産材に当てはまっているわけですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

町産材の確認の方法として、先ほども説明しましたとおり、その証明書が添付されたものということでの確認で、今、町産材という扱い、扱いといいますか、それをもって町産材だという確認をしての交付をしてきたわけですが、今お話いただいたような、ちょっと問題があるとすれば、もう一回、そういった部分は確認しながら事業を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

町産材というのは、先ほどもお話したように、五つか六つの種類があるのですよ。ただ、現在使われているのは、集成材というのはカラマツ、ほとんどアカマツを今は使ってきていますけども、ただ、全般的に私たちがやるとすれば、伐採届を出して、そして、製材所に持っていくのですけども、おそらく伐採確認まではしていないと思ひます。そのところで材料が、ただ町産材だという伝票だけ持ってきて確認しているのかどうか、そこを、私としてはもう少し吟味して、そして、カラマツの認証材も取っているという話もありますので、ただただ補助金を出すのではなくて、もう少し、町産材という証明書だけでは、もう少し吟味を入れるのがあるのではないのかなと思ひますけども、そういうところは、どうひょうに考えていますか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

**農林環境エネルギー課長（山下弘司君）**

町産材かどうかという形の確認の部分なので、これまでは、そういう一定の県の方の団体が町産材だよという証明書を発行していただくのを町産材だということでの確認の方法として捉えながら、これまで事業を進めてきたという実態ですので、今お話いただいたような関係の部分、再度確認させていただいて、もし問題があるとすれば、その方法、確認の仕方をもう少し変えていかなければならないと思いますので、そこは、これから検討させていただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

ほかに。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

この要望書の中では、町民の木材使用も入っているわけですね。公共建築物については、これまでも何回も要請がきているわけでございますが、町民とか、この(2)の方なのですが、町民とか民間事業者、いわゆる町民の方々が町産材を見るためには、買うためにはどこに注文したらいいのかも、たぶん分からない状況、それから、どのようなものが町産材として生産されているかも、たぶん分からないのではないのかなと思います。ですから、町産材で作ったモデルハウスみたいなものもあればいいと思いますし、それから、こういうような製品がありますよと、そして、どこに注文すればいいのか、そういったような、町民自らが出向いて見られる展示館みたいなものがあれば、ものすごく、こういったようなことも契機とした木材利用につながるのではないのかなと、そうでなければ、どんな製品なのか全然分からないので、できれば、こういったようなことも、町民の方に普及していく際には、町産材の使用については必要ではないのかなと思いますが、町当局では町産材の使用に関しての拡大を図らなければならない、利用を高めなければならない、やはり行政としてやらなければならないと思いますが、こういったようなことでの取り組みは、どのような形になっていますか。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（中山優彦君）**

公共の建築物につきましては、仕様書によりまして、ここまで使ってくださいというような明確な表記はありませんけども、ふんだんに使ってくださいという程度の表記になるわけですが、ただ、その木材使用率につきましては、1平米あたり、例えば0.15立米以上使ってくださいというような仕様書になっております。実際、例えば定住促進住宅等で考えますと、木材の検収をした際に、どれくらいの割合で使っているかというような調査をしてみますと、大体、町産材は6割ほど使われております。それから、3割が県産材、それから、1割は、これは、どうしても町産材、カラマツだとか、そういうようなものは、よれが入るということで、床材とか、そういうようなものには、あま

り好ましくないというようなこともあるようでございまして、そういうような床材とかの土台部分に、土台といいますか、梁とか、そういうような部分については、1割は外材を使っているというような状況もあるようでございます。いずれ、町内の業者さん方は、そういうような町産材を使わなければいけないという、いけないといいますか、そういうような意識を高く持っていらっしゃると思いますので、極力そちらの方の材料を使っているというように認識をしております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほど姉帯委員からもお話ありましたけども、どれが町産材なのか区分が明確になっていないと、例えばシールとか、ステッカーとか、これが町産材ですよという何かの目印がなければ、どれがどうだか分かりませんよね。町産材のシールとか、そういったようなものも表示できるように区分をして、優位性を持たせればいかがなものかなと思うのですが、そういった面ではどうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（山下弘司君）

町産材の販売に向けての対策というような形の部分で、例えば森林組合さんでは岩手くずまき高原カラマツという集成材のカラマツの認証を取って、それを販売していくような形の戦略で、これまでも取り組んできております。それから、アカマツの内壁材等の加工品とか、そういった部分の商品も出てきている状況ですので、例えば住宅であれば、建て主が建築屋さん頼んで設計した際に、例えば町産材を使ってほしいというような形になれば、それは、その業者さんが、その木材を扱っている業者から、そういうものを仕入れして建てるというような形の一般的には流れになるかと思うのですが、そういう形での施工の方法が一般的ですので、そういった扱いになるかと思えます。

それから、今、畜産クラスター事業等で牛舎の設計もあって、建築も事業が進んできていまして、そういった牛舎にも活用できないかという話もいただいています。そういった部分については、設計の段階で、そういう一般的な木造の中に町産材を活用するような方向でのお願いを設計会社に、そういう形での取り組みも、なんとか活用できるような方向でお願いしたいというような話はさせていただいてきているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。姉帯委員。

## 姉帯春治委員

損失補償の問題については、まず、こういうようにしなければならないなど思っておりますが、この部分については、先ほども話したように、1日に大体、森林組合の人夫さんが40人働いているということもありましたりして、あとは造林をする場合には嵩上げ補助も出していただいていると、そして、伐採して、丸太の搬出経費も、間伐材のも出していただいているということで、かなり事業をしているわけであります。ただ、さっきも話したように、町産材を使っていただくのが必要ですが、もう少し外部からの材を使っている方々もかなりあるようですので、それはそれで単価で違うと思っておりますけれども、その葛巻の町産材なのか、しっかり確認しながら進めてほしいと考えております。

## 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

様々ご意見をいただきました。ここにいる全議員の思いは、やはり町産材の活用を高めたいこうという、そういう思いだと思います。

お諮りいたします。

様々な意見が出されましたけれども、これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

要望第7号、町産材活用に関する要望書につきましては、その実現に向け、町がなすべきことを適切にしているか、議会として監査機能を果たして検証、評価しますとの意見を付して採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、要望第7号、町産材活用に関する要望書については、その実現に向け、町がなすべきことを適切にしているか、議会として監査機能を果たして検証、評価しますとの意見を付して採択すべきものと決定いたしました。

ここで、農林環境エネルギー課長及び建設水道課長につきましては、退席していただいで結構であります。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

（当局退席）

会議を続けます。

次に、日程第22、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書についてを、議題とします。

要望書の朗読を求めます。

議会事務局長。

**議会事務局長（触沢誉君）**

こちらの要望書につきましては、平成31年1月25日に、江川馬淵自治会、橘隆会長より提出されたものでございます。

日頃より本自治会活動にご支援を賜り心より感謝申し上げます。

さて、江川馬淵中央公民館は、荒沢口、馬淵、泥這、畑の4地区の地域コミュニティ活動を支える拠点として昭和48年頃に地区住民が自ら費用を負担し整備した施設であります。

また、各選挙の投票所としての活用のほか、災害時における緊急避難場所の指定を受けているなど、町の行政活動にとっても重要な施設のひとつとなっております。

一方で、当公民館は老朽化に加え、耐震基準を満たしていないことから、昨今、全国的に多発する大規模な自然災害に対し大きな不安を抱えているほか、高齢世帯の増加に伴い、葬祭場としての利用も増加しており、設備、機能の充実が求められているところであります。

つきましては、地域住民が安全で安心して快適に活動ができる地域コミュニティ活動の拠点として、江川馬淵中央公民館の新築整備が早期に実現されるよう要望いたします。

以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

議会事務局長の朗読が終わりました。

本要望に対しまして、委員各位からご意見を伺いたいと思います。ご意見のほどお願いいたします。

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

これは、江川馬淵中央公民館というような名称を使っていますが、今、町の方で進めているのはコミュニティセンターというような感じでやっていますよね。中身とすれば同じではないかなと思うのですが、その辺、地区住民の方はどちらの名称がいいものか、例えば、今回これをつくった際に、町有となりますと町の条例の方に載ってきます。これは、前の江川馬淵中央公民館の部分は自分たちがつくったから、もう自治公民館のような感じできたと思うのですが、その辺のところ、同じ機能でも名称はどのような使い方をした方がいいのか、そういったようなことも、やはり、これをやる際には検討した方が私はよろしいのではないかと思いますので、整備することについては異論がございませんので、その辺、地元住民の方と十分調整をとりながらおやりになった方がいいのではないかなと、できれば今後の管理のあり方についても、私は町のコミュニティセンターの条例の1ページに加えて整備された方が、今、泉田もやっているわけですけども、そういったような方向でお考えになったらいかがでしょうかという意見を持ち合わせています。以上です。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**



ありがとうございます。

ほかに、どうぞ。

(「なし」の声あり)

ありませんか。

お諮りします。

これから、この要望書に対し、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、要望第8号、江川馬淵中央公民館の新築整備に関する要望書は、採択すべきものと決定しました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

7日木曜日は午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知いたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。

これにて散会いたします。

(散会時刻 12時19分)